

参考資料

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
1948年 (昭和23年)	・世界人権宣言採択-「人権」という言葉が世界中に広まる		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国連婦人の十年を宣言-女性の地位向上を目指す	・婦人問題企画推進本部設置	
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の十年(~1985年(昭和60年))		・婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)設置	
1979年 (昭和54年)	・女子差別撤廃条約採択		
1980年 (昭和55年)			・婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置
1981年 (昭和56年)			・生活福祉部婦人青少年課設置・婦人問題懇談会を設置
1984年 (昭和59年)		・国籍法、戸籍法改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭和60年施行)	・みやぎ婦人施策の方向-21世紀への助走-を策定
1985年 (昭和60年)	・国連婦人の十年世界会議をケニアで開催(婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択)	・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行)-国内法の整備が進む ・女子差別撤廃条約批准	
1987年 (昭和62年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	
1990年 (平成2年)			・みやぎ婦人施策推進基本計画-男女共同参加型社会の形成をめざして-を策定
1991年 (平成3年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)を策定 ・育児休業法公布(平成4年施行)	

年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
1992年 (平成4年)			・女性問題懇談会設置
1994年 (平成6年)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」を設置、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置	・女性問題懇談会が「宮城県の審議会等における女性人材の積極的登用」に関する提言をとりまとめ
1995年 (平成7年)	・北京で第4回世界女性会議開催、「北京宣言及び行動綱領」採択－「女性問題は人権問題である」という原則が改めて確認される	・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・宮城県男女共同参画推進委員会設置
1998年 (平成10年)			・宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進施策並びに宮城県女性行動について答申（宮城県男女共同参画推進委員会） ・みやぎ男女共同参画推進プランを策定
1999年 (平成11年)		・男女共同参画社会基本法公布施行－男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づける	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会女性2000年会議をニューヨークで開催－今後の行動と戦略検討	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布施行	
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画局」設置、重要施策に関する会議として「男女共同参画会議」設置－推進体制強化 ・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布施行	・男女共同参画推進課を設置 ・宮城県男女共同参画推進条例公布施行
2003年 (平成15年)			・宮城県男女共同参画基本計画を策定
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合をニューヨークで開催	・男女共同参画基本計画改定（男女共同参画基本計画（第2次））	

年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
2006年 (平成18年)		・男女雇用機会均等法の改正(平成19年施行)	
2007年 (平成19年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・パートタイム労働法の改正(平成20年施行、一部19年施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	
2008年 (平成20年)		・女性の参画加速プログラム男女共同参画推進本部決定	
2009年 (平成21年)		・次世代育成支援対策推進法改正 ・育児・介護休業法改正	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画改定 ・共同参画社会推進課設置
2010年 (平成22年)	・国連「北京+10」記念会合をニューヨークで開催	・男女共同参画基本計画(第3次)閣議決定	・宮城県男女共同参画基本計画(第2次)について答申(宮城県男女共同参画審議会)
2011年 (平成23年)			・宮城県男女共同参画基本計画(第2次)を策定
2012年 (平成24年)	UN Women 正式発足		・東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画状況調査実施
2013年 (平成25年)		・「DV防止法」の改正	
2014年 (平成26年)	・ESCAP 男女共同参画および女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合(バンコク)	・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2015年 (平成27年)	「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画(第4次)閣議決定 ・女性活躍推進法成立(平成28年施行)	・みやぎの女性活躍促進連携会議設立
2016年 (平成28年)			・宮城県・県教育委員会・県警察において女性活躍推進法に基づく特定事業主行動指針策定
2017年 (平成29年)			・宮城県男女共同参画基本計画(第3次)について答申(宮城県男女共同参画審議会) ・「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定

第2次くりはら男女共同参画推進プラン経過

時 期	内 容
平成27年7月	第1回男女共同参画推進本部部局推進委員会 第1回男女共同参画推進委員会 ・平成27年度事業計画及び第3次意識調査の内容の検討
8月	第3次意識調査実施 ・8月26日から9月16日まで
1月	第2回男女共同参画推進委員会 ・第3次意識調査結果の報告と課題の分析
平成28年8月	第1回男女共同参画推進委員会 第1回男女共同参画推進本部部局推進委員会 ・平成28年度事業計画及び第2次くりはら男女共同参画推進プラン方針の検討
9月	第2回男女共同参画推進本部部局推進委員会 第2回男女共同参画推進委員会 ・第2次くりはら男女共同参画推進プラン方針の検討・目標値案の検討
平成29年1月	第1回男女共同参画推進本部部局幹事会
平成29年2月	第1回男女共同参画推進本部会 第3回男女共同参画推進委員会 ・第2次くりはら男女共同参画推進プラン方針の検討・目標値案の検討 ・第2次くりはら男女共同参画推進プランに関するパブリックコメントの実施
3月	第4回男女共同参画推進委員会 第2回男女共同参画推進本部部局幹事会 第2回男女共同参画推進本部会 ・第2次くりはら男女共同参画推進プランに関するパブリックコメントの実施結果と最終案の検討議会報告 ・パブリックコメント実施結果の公表

栗原市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 栗原市における男女共同参画を推進するため、栗原市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査検討するものとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進施策及び推進状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員等の公職にある者
 - (2) 各種団体、企業等から推薦を受けた者
 - (3) 男女共同参画に関する専門的な知識を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この告示の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

栗原市男女共同参画推進委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属・職等	備考
浅野 富美枝	宮城学院女子大学特任教授	
氏家 優一	元くりはら振興株式会社代表取締役社長	
岡崎 理佳	栗駒鶯沢商工会理事・栗駒鶯沢商工会女性部長	
片倉 義明	区長会連合会長	副委員長
久我 一仁	栗原市PTA連合会	
後藤 卷子	元志波姫地区民生委員児童委員協議会会長	
澁谷 千王子	栗原市連合婦人会副会長	
高橋 悦子	栗原市立鶯沢小学校 校長	委員長
千葉 厚	岩倉測量設計株式会社代表取締役	
千葉 和恵	栗っこ農業協同組合理事	
千葉 孝幸	ジオマテック株式会社生産管理部総務課長	
本多 究美	人権擁護委員	

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊重が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切

な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員、その他の職員、その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の

者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

宮城県男女共同参画推進条例

(平成13年7月5日公布 宮城県条例第33号)

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組がなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的

制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
 - 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
 - 4 県は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進のための基本計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
 - 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
 - 5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
 - 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女の均等な登用の推進等)

- 第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。
- 2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

(男女の共生教育の推進等)

- 第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

(農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

- 第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

- 第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。
 - 4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進体制

(拠点施設の整備)

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(民間非営利活動団体との連携及び協働)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

(2) 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

第6章 宮城県男女共同参画審議会

(宮城県男女共同参画審議会)

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第21条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑 則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

(平成十三年七月二十七日)

(最高裁判所規則第七号)

配偶者暴力に関する保護命令手続規則を次のように定める。

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

(平二五最裁規七・改称)

(保護命令の申立書の記載事項等・法第十二条)

第一条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「法」という。)第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立書(法第十二条第一項の書面をいう。)には、法第十二条第一項各号(法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名及び住所

- 二 代理人の氏名及び住所
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 法第十条第三項に規定する子の氏名及び出生の年月日(同項の規定による命令の申立てをする場合に限る。)
 - 五 法第十条第四項に規定する親族等の氏名及び被害者との関係並びに当該親族等が被害者の子である場合には出生の年月日(同項の規定による命令の申立てをする場合に限る。)
 - 六 保護命令の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)のうち、既に係属するもの(法第十条第一項第一号の規定による命令の申立てをした後に同条第二項から第四項までの規定による命令の申立てをする場合に限る。)又は既に保護命令が発せられたもの(当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの身体に対する暴力若しくは生命等に対する脅迫と同一の事実を理由として再度の申立てをする場合又は法第十条第一項第一号の規定による命令が発せられた後に同条第二項から第四項までの規定による命令の申立てをする場合に限る。)の表示
- 2 法第十条第三項ただし書に規定する子の同意及び同条第五項に規定する親族等の同意は、書面で行わなければならない。
- 3 次に掲げる書面は、第一項の申立書に添付しなければならない。
- 一 前項の書面
 - 二 法第十条第五項の規定により法定代理人が同意をするときは、代理権を証する書面
(平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・平二五最裁規七・一部改正)
(保護命令事件における期日の呼出し)
- 第二条 裁判所書記官は、保護命令事件において口頭弁論又は審尋の期日の呼出しがされたときは、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。
(保護命令事件における調書の省略等)
- 第三条 第十条において準用する民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。
- 2 前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音装置を使用して同項の陳述を録取しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音体の複製を許さなければならない。
- 3 前項の録音体又はその複製物は、当事者の裁判上の利用にのみ供するものとする。
- 4 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一百六十条第一項(第十条において準用する民事訴訟規則第七十八条において準用する場合に限る。)の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調書は、作成することを要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。
(保護命令事件における主張書面の提出及び書証の申出の方法等)
- 第四条 保護命令事件において当事者の主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)の提出をするには、これと同時に、当該主張書面の写し一通を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。
- 2 保護命令事件において文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、当該文書の写し二通を提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 裁判所書記官は、第一項の主張書面の写し及び前項の文書の写し二通のうち一通を他方の当事者に送付しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、裁判所書記官は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日が指定されるまでの間は、同項の規定による送付をしてはならない。この場合において、裁判所書記官は、当該期日が指定されたときは、遅滞なく、同項の規定による送付をしなければならない。

(保護命令の申立てについての決定・法第十五条)

第五条 保護命令の申立てについての決定は、決定書を作成してしなければならない。

- 2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 事件の表示

二 当事者及び代理人の氏名

三 保護命令を発する場合にあつては、当事者の住所

四 主文

五 理由又は理由の要旨

六 決定の年月日

七 裁判所の表示

- 3 第一項の決定書に理由を記載する場合には、主要な争点及びこれに対する判断を示さなければならない。

- 4 第一項の決定書には、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ないで保護命令を発する場合を除き、主張書面を引用することができる。

(保護命令の申立ての取下げの方式等)

第六条 保護命令事件における保護命令の申立ての取下げは、口頭弁論又は審尋の期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

- 2 保護命令事件において保護命令の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

(即時抗告・法第十六条)

第七条 保護命令の申立てについての裁判に対する即時抗告の抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原決定の表示

二 当事者の氏名及び住所

三 代理人の氏名及び住所

四 抗告の趣旨及び理由

五 法第十条第一項第一号の規定による命令に対する即時抗告をする場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、その旨

- 2 前項の即時抗告の手續において主張書面(抗告状を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の提出をするには、これと同時に、当該主張書面の写し一通を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。

- 3 第一項の即時抗告の手續において文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、当該文書の写し二通を提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 4 裁判所書記官は、第二項の主張書面の写し及び前項の文書の写し二通のうち一通を他方の当事者に送付しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ないで保護命令の申立てを却下した決定に対する即時抗告があった場合においては、裁判所書記官は、当該期日が指定されるまでの間は、同項の規定による送付をしてはならない。この場合においては、第四条第四項後

段の規定を準用する。

6 前二項の規定は、第四条第一項の主張書面の写し及び同条第二項の文書の写し(同条第三項又は第四項後段の規定により他方の当事者に送付されたものを除く。)について準用する。

7 第二条、第三条、第五条及び第六条の規定は、第一項の即時抗告の手続について準用する。

8 第六条の規定は、第一項の即時抗告の取下げについて準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方」とあるのは、「第七条第四項の規定により抗告状の写しの送付を受けた他方の当事者」と読み替えるものとする。

(平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・一部改正)

(保護命令の効力の停止・法第十六条)

第八条 保護命令の効力の停止の申立ては、書面で行わなければならない。

2 第二条、第三条、第五条及び第六条第一項の規定は、前項の申立てに係る手続について準用する。

(保護命令の取消し・法第十七条)

第九条 保護命令の取消しの申立ては、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取消しを求める保護命令の表示

二 当事者の氏名及び住所

三 代理人の氏名及び住所

四 申立ての趣旨

五 法第十七条第一項後段の規定により保護命令の取消しの申立てをする場合にあつては、当該保護命令が効力を生じた日(法第十条第二項から第四項までの規定による命令の取消しの申立てをする場合にあつては、同条第一項第一号の規定による命令が効力を生じた日)

六 法第十条第一項第一号の規定による命令の取消しの申立てをする場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、その旨

3 第二条、第三条、第五条及び第六条第一項の規定は、第一項の申立てに係る手続について準用する。

(平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・一部改正)

(民事訴訟規則の準用)

第十条 この規則に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定を準用する。

(この規則の準用・法第二十八条の二)

第十一条 前各条の規定は、法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力(同条に規定する暴力をいう。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、第一条第一項第五号中「被害者との」とあるのは「被害者(法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この号において同じ。)との」と、同項第六号中「配偶者」とあるのは「法第二十八条の二に規定する関係にある相手」と読み替えるものとする。

(平二五最裁規七・追加)

附 則

この規則は、平成十三年十月十三日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二〇日最高裁判所規則第一七号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十四号)の施行の日(平成十六年十二月二日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二八日最高裁判所規則第一三号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十三号)の施行の日(平成二十年一月十一日)から施行する。

附 則 (平成二五年一月一三日最高裁判所規則第七号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十二号)の施行の日(平成二十六年一月三日)から施行する。